

ベラルーシにおける問題点と要望

区分	経由団体	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
9	輸出入規制・関税・通関規制	日機輸	(1)	関税同盟諸国の制度の相違	・関税同盟の認可取得プロセスが三国間で異なるため、認可申請に準備する資料が異なる。また、三国でそれぞれ異なる通関チェックを行うため、国ごとに認可申請が必要となる場合がある。 改善なし (継続)	・三国間での共通の認可取得プロセスの構築と、通関時のチェック内容の透明化を望む。	・関税同盟技術基準 020/2011、004/2011
19	工業規格、基準安全認証	日機輸	(1)	認証取得情報のWeb公開	・認証取得と同時に製品のモデル名などが当局の Web サイトに公開される。製品発表前の新製品名が公開されてしまうことは販売戦略上、致命的である。 改善なし (継続)	・企業からの申請に基づき、一定期間は機密扱いとして非公開にしている国もあるので、同様に対応して欲しい。	・関税同盟技術基準 020/2011、004/2011
		日機輸	(2)	ベラルーシ固有の省エネ規則の発効	・2016年6月にEAEUの省エネ規則のドラフトが発行されていたにも係わらず、2016年10月にベラルーシが独自の省エネ規則を公表、2017年9月より発効。 (変更)	・EAEUの省エネ規則の発効を加速させる。	・The Regulation No.849 by Council of Ministers of the Republic of Belarus
22	環境問題・廃棄物処理問題	日機輸	(1)	ユーラシア関税同盟版のRoHSの適用除外のEU-RoHSとの不整合	・2016年12月に公布され、2018年3月1日施行。 調和規格の整備などが進み、また経過規定が認められ適合宣言書などの提出に2年間の猶予が設けられた。 しかし、複数の適用除外においてEU RoHSとの不整合がある点は改善されていない。TBT通報や政府のバイ会議などで意見を具申するも受け入れられず。EU RoHSと同内容で対応するしか無いと判断。 (変更)	・修正されることが望ましい。	・TECHNICAL REGULATION of the Eurasian Economic Union "On the restriction of the use of hazardous substances in electrical and radioelectronic equipment" (TR EEU37_2016)